

## 陸 災 防

### 全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会報告

第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会が11月7日(木)、滋賀県大津市において全国からおよそ800名に及ぶ参加者により盛大に開催されました。長野県支部からは19名が参加いたしました。当日、大会宣言が採択され、優良フォークリフト等運転者表彰で長野県支部から2名が表彰されました。

### 大 会 宣 言

陸運業は、我が国の経済活動と国民生活を支える物流の中核として重要な役割を担っている。陸運業がその役割を果たしていく上で、そこで働く人々の安全と健康を確保していくことは極めて重要な課題である。

陸運業界は、慢性的な人手不足、高齢化問題などの諸課題を抱え、依然として厳しい経営環境に置かれているが、我々は、人命尊重の理念の下に、労働災害の根絶に向け積極的に取り組むとともに、健康で安心して働くことができる職場環境を実現し、企業並びに業界の発展に寄与するものとする。

このため、昨年度からスタートした「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」の目標達成に向けて、次の取組を重点に、本部、支部、会員事業場が一体となってその推進を図ることをここに誓う。

- 一 安全衛生水準向上に向けた活動を一層推進するとともに、荷役運搬作業における「荷役5大災害防止対策」の徹底並びにフォークリフト荷役技能検定制度の活用及びフォークリフト運転技能講習等の適正な実施を通じて労働災害の防止に積極的に取り組む
  - 一 荷役災害の最重点課題である荷主等の構内における安全確保対策のため、荷主等との一層の連携を図り、荷主等における荷役災害防止活動の強化に向けた事業を推進する
  - 一 死亡災害の半数を占める交通労働災害防止対策の一層の推進を図る
  - 一 健康障害防止のため、定期健康診断の完全実施による事後措置の徹底、メンタルヘルス対策等の周知を図る
- 以上、宣言する。

令和元年 11 月 7 日

第55回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

## 年末・年始労働災害防止強調運動の実施

県内の当業界における労働災害は下表のとおり、9月末現在で死傷災害は128人と昨年同期に比べて6人（4.5%）減少していますが、一昨年と比べると21人の増加となっています。

このようななか、年末から年始にかけては荷動きの増加、気象条件、交通事情等作業環境が日々変化することから、死亡・重大事故災害を含む労働災害の多発時期となります。また、この時期、霜・雪・凍結等で、スリップによる災害も多く発生します。

つきましては、「年末・年始労働災害防止強調運動」を本年も実施いたしますので、本運動の趣旨を全従業員に周知するとともに、実効ある防止活動を積極的に展開されるようお願いいたします。

なお、具体的実施内容については、「年末・年始労働災害防止強調運動」実施要綱を参照願います。またポスター、紙のぼりの送付を予定していますのでご活用願います。

### 労働災害発生状況

長野労働局「労働災害発生状況」（速報）から

業種	死傷災害(令和元年1月～10月)速報値				死亡災害(令和元年1月～10月)速報値	
	実数		前年同期比		実数	前年同期比
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死亡者数 (人)	増減数 (人)
全産業	1,574	100.0	▲41	▲2.5	8	▲7
製造業	415	26.4	▲16	▲3.7	3	0
鉱業	7	0.4	0	0.0	0	0
建設業	208	13.2	▲16	▲7.1	1	▲2
<u>道路貨物 運送業</u>	<u>128</u>	<u>8.1</u>	<u>▲6</u>	<u>▲4.5</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
その他運輸業	43	2.7	1	2.4	1	▲1
林業	27	1.7	▲3	▲10.0	1	0
その他の業種	746	47.4	▲1	▲0.1	2	▲4

## 令和元年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動実施要綱

### 1 趣 旨

陸災防においては、昨年度「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（計画期間 2018年度～2022年度）を策定し、

- ①死亡者数：2013年～2017年の5ヵ年間の総数を2018年から2022年の5ヵ年間に15%以上減少させる。（2019年は、99人以下）
- ②死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2019年は、15,356人以下）
- ③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和元年（9月末現在速報値）の労働災害発生状況は、死亡災害が60人（前年同期比+3人、+5.3%）と増加、死傷災害は10,043人（前年同期-275人、-2.7%）と減少となっている。

特に、死傷災害では、墜落・転落、転倒、動作の反動・無理な動作（腰痛）、はさまれ・巻き込まれ等による荷役作業中災害が多発しており、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策に関しては、平成25年3月に厚生労働省が示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）を踏まえ、トラック荷台での積荷の安全・適切な固定・固縛研修会及び荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷主等に対する安全診断・改善指導の実施等により、荷役関連災害の防止に取り組んでいるところであり、その着実な実施が重要である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するため、健康診断及びその事後措置の徹底等積極的取組、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策の推進、腰痛減少への取組を一層推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、本年12月1日からの2か月間を、年末・年始労働災害防止強調運動の実施期間として、労働災害防止と労働者の健康確保の重要性について認識をさらに深め、一層の推進を図るために、以下の取組を行うこととする。

## 2 実施期間

令和元年12月1日（日）から令和2年1月31日（金）まで

## 3 スローガン

**「受ける健診無駄にせず 今から見直す生活習慣」**

（令和元年度安全衛生標語 健康部門入選作品）

## 4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会の本部及び各都道府県支部

## 5 後援

厚生労働省

## 6 実施者

会員事業場

## 7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）を踏まえ、「荷役災害防止安全教育」を実施する等、荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月改正）の周知をはじめ、「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した教育の推進を図る。

- (3) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施や、ストレスチェック制度の実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施を推進する。
- (4) 陸運業の労働災害防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。そのため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

## 8 主唱者の実施事項

### (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

- ・交通事故、労働災害防止大会
- ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロール
- ・事業場を集めての安全衛生研修会、セミナー
- ・陸運災防指導員会議等の開催

### (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

- ・平成29年10月26日施行の変更「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」
- ・「陸上貨物運送事業労働災害防止計画のあらまし」（2018年～2022年）
- ・荷役作業安全ガイドライン（平成25年3月）
- ・ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策
- ・「荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル」や「荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル」
- ・「はい作業の安全」（DVD）
- ・「フォークリフトの作業開始前点検の進め方」（DVD）並びに「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」（DVD）
- ・「STOP！転倒災害プロジェクト」を踏まえた転倒災害防止対策
- ・「腰痛予防対策講習会（厚生労働省委託事業）」への積極的な参加勧奨

### (3) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

## 9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（別添参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

## 参考

リーフレット等（陸災防ホームページから取得可能）

- 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）
- 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」
- 荷役作業安全ガイドラインのあらまし～陸運事業者と荷主等のみなさまが連携した荷役災害の防止～
- 陸運業における重大な労働災害を防ぐためには
- 荷役作業時の労働災害を防止しましょう  
～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～
- 荷役作業を安全に  
～荷役作業時における墜落防止のための安全設備マニュアル～
- 荷役災害防止設備等の事例集
- 安全作業連絡書の活用を！
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- 交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ  
～ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法～
- 「STOP！転倒災害」リーフレット
- トラック運送業界の過労死等防止計画（全日本トラック協会）
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」リーフレット
- 陸運事業者のためのメンタルヘルス対策
- 働き過ぎていませんか？（厚生労働省）
- ストレスチェックと結果活用のサポートは中災防に!!

## 職場の安全衛生自主点検表（共通）

令和元年5月作成

事業場名			従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名	印	

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点 検 項 目		
<b>1 基本的な取組（リスクの低減）</b>		
・安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生目標の設定（同上）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
<b>2 安全衛生管理体制</b>		
労働者 10～49 人	労働者 50 人以上	
・安全衛生推進者の選任	・総括安全衛生管理者の選任(100人以上) ・安全管理者の選任（選任時研修修了） ・衛生管理者の選任 ・産業医の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・安全衛生対策等を話し合う場の設置	・安全衛生委員会の開催（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
<b>3 安全衛生教育の実施状況</b>		
・雇入れ時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・作業内容変更時の教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・事故発生者に対する教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・腰痛予防のための管理者教育		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
<b>4 健康管理</b>		
・雇入れ時の健康診断		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・定期健康診断（年1回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・深夜業従事者に対する健康診断（年2回）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・過重労働対策（時間外・休日労働時間数） ※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間		<input type="checkbox"/> 月45時間以内 <input type="checkbox"/> 月45時間超～60時間 <input type="checkbox"/> 月60時間超～80時間 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間 <input type="checkbox"/> 月100時間超
・時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし
・ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
・高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施		<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 該当なし

(注) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」  
災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」



**5 荷役労働災害防止対策**

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- ・ 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業）  している  していない  該当なし
- ・ 荷役災害防止の担当者の指名\*  している  していない  該当なし
- ・ 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任  している  していない  該当なし
- ・ 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上）  している  していない  該当なし
- ・ 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施\*  している  していない  該当なし
- ・ 荷役作業の危険予知訓練  している  していない  該当なし
- ・ 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置\*  している  していない  該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- ・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)\*  している  していない  該当なし
- ・ トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置\*  している  していない  該当なし
- ・ 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備  している  していない  該当なし
- ・ 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策\*  している  していない  該当なし
  - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー
  - エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット
- ・ 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。）  している  していない  該当なし
  - ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン
  - エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他
- ・ 定期自主検査（同上）  している  していない  該当なし
  - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他
- ・ 危険作業従事資格者の配置（同上）  している  していない  該当なし
  - ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業
  - エ 玉掛け作業 オ その他
- ・ 保護帽(墜落時保護用)  している  していない  該当なし
- ・ 安全靴の使用  している  していない  該当なし

**6 交通労働災害防止対策**

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- ・ 運行管理者の選任  している  していない  該当なし
- ・ 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施  している  していない  該当なし

(2) 適正な労働時間

- ・ 時間外労働及び休日労働に関する協定  している  していない  該当なし  
(原則：1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間、自動車運転者は令和6年3月31日まで猶予)
- ・ 拘束時間等（1ヶ月293h以内 □）（1日13h以内 □）（休息8h以上 □）（1日の運転9h以内 □）（連続運転4h以内 □）

(3) 走行管理等

- ・ 走行計画の作成及び指示  している  していない  該当なし
- ・ 走行経路の決定  している  していない  該当なし
- ・ 乗務記録に基づく適正な走行管理  している  していない  該当なし
- ・ 点呼の実施  している  していない  該当なし
- ・ 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認  している  していない  該当なし
- ・ 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認  している  していない  該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- ・ 交通危険予知訓練  している  していない  該当なし
- ・ 運転適性診断  している  していない  該当なし
- ・ 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。）  している  していない  該当なし
  - ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示
  - エ 表彰 オ その他

(注) \*印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに係る項目です。

## 職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

### 1 基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということが出来ます。

（参考資料等） ・ 災防規程：第 10 条の 2 に記載されています。

・ リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）

・ こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページをご覧ください。

### 2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等） ・ 災防規程：7 条。50 人以上はさらに第 4 条～6 条、10 条

### 3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重 1 トン以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第 11 条～12 条、16 条

### 4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が重要です。また、平成 27 年 12 月からストレスチェック制度が開始されていることに留意が必要です。

（参考資料等） ・ 災防規程：第 79 条、82 条

・ 陸災防ホームページ（メンタルヘルス対策）参照

[http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health\\_kajyuu-roudou\\_taisaku.htm](http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health_kajyuu-roudou_taisaku.htm)

### 5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第 23～25 条、30～31 条、33～34 条、48 条、53 条、56 条、63 条

・ フォークリフトの安全 Q & A 5 0（陸災防図書 平成 24 年 3 月）

・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号）

### 6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 20 年 4 月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等） ・ 災防規程：第 71 条

・ 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書 平成 24 年 3 月）